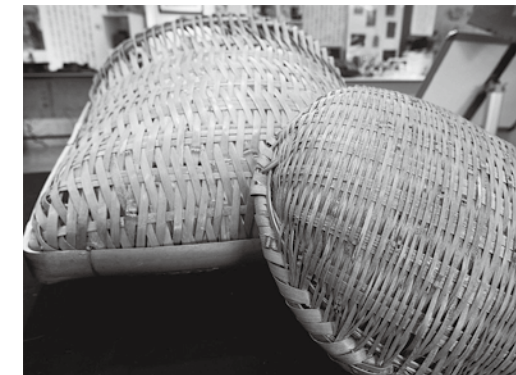


やまと文化の森だより 企画展のご案内

併設好評開催中!!（最終日は午後3時までの展示です）

11月の企画展示
11/1（土）▶11/24（月）
○第6回おたっしゃ作品展
山都町各地の名人のみなさんが制作した自慢の品々を展示します。
○刀剣展示
「町指定有形文化財 刀 無銘（伝阿蘇大宮司所有）」

12月の企画展示
12/2（火）▶12/25（木）
○第6回 クリスマスツリーコンテスト
恒例企画のクリスマスツリーコンテスト！
今年は参加者を募集します。ご希望の方は
やまと文化の森までご連絡ください。
上限に達し次第締め切ります。
○プティ・マルシェ
11/8（土）・11/9（日）・12/6（土）・12/7（日）



クリスマス企画
チェロチェロピアノコンサート
12/21（日）
午後2時～午後3時
入場無料
・ピアノ：須藤かよ
・チェロ：竹村昌代 斎藤美紀

問合 山都町下市16番地 ☎72－9400 開館時間 午前9時～午後5時 入館無料
休館日 毎週月曜日（月曜日が祝日または振替休日の場合は次の平日）、年末年始など

山の都移住すまいるセンター通信11月号 福岡で行われた移住相談イベントに参加してきました！

10月4日、熊本県主催の移住相談イベントが福岡で開催され、山都町も参加しました。このイベントには県内各地の自治体が集まり、それぞれの地域の魅力を来場者に伝える機会となりました。
会場では、人吉市出身の高村麻衣さんが司会進行を務められ、その明るい雰囲気様が場を盛り上げるなど終始和やかに進行了ました。

当日は13組21名の来場者が訪れ、山都町のブースにも多くの方々がお立ち寄りいただきました。
特に、山都町への移住に強い関心を持つ方々とも直接お話する機会を得られ、私たちの町が誇る自然、美しい景観、そして地域コミュニティの魅力をお伝えすることができました。また、山都通潤橋ICの開通に伴い山都町福岡間の移動時間が短縮されたことに興味を持たれる方が多くいらっしゃいました。参加者一人ひとりの質問や相談に耳を傾けることで、町への移住に対する具体的なイメージを持っていただけたと感じています。
今後も山都町の良さをさらに多くの方々に知っていただけるよう、積極的な情報発信を続けていきます。そして、このようなイベントでの交流を通じて、町の魅力を伝え、移住促進活動に繋がっていきたいと考えています。

問合 山の都創造課 ☎72－1158

わたしたちの人権 248

誰もが人間として生きていくうえで
侵すことのできない当然の権利
これが『人権』です



壁をなくしていくことです。

捉え方を変えることで…

障がいのある人といっても、その障がいは一様ではありません。人の多様性に対応できてない社会は、障がいのある人の自立と社会参加を阻む様々な障壁を作り出しています。

「障がい者が困難に直面するのは、社会が障がい（障壁）をつくっている」と考え、それを取り除くのは社会の責務であると捉えることにより、「障がいがあるから不便（差別される）」のではなく、「障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想を転換してみるのが大切だ。

心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む

最近では公共の建物にエレベーターが設置されたり、歩道には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む要因は以前と比べるとずいぶん減ってきています。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦が起きています。わたしたちの心の「バリアフリー」をめざしませんか。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）

すべての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016（平成28）年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らし

さを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。

当初、「合理的配慮の提供」については、公的機関は義務、事業者は努力義務とされていましたが、2024（令和6）年4月1日に施行された改正法では、事業者も義務化され、**不当な差別的取扱いの禁止**とともに**合理的配慮の提供**が社会全体に求められています。

＜不当な差別的取扱いの具体例＞

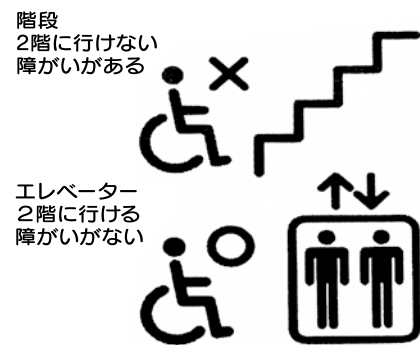
- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 障がい者向け物件はないと言つて対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店には入れない。

＜合理的配慮の具体例＞

- 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- 障がいのある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

「個人モデル」から「社会モデル」へ
「個人モデル」とは、障がい者が日常生活において困難に直面するのは「その人に障がいがあるから」であり、訓練やリハビリなどによって克服するべきであるとの考えです。（その人の責任だとする考え方）
それに対して、**「社会モデル」**とは、社会こそが人の多様性に対応できていないために、多くの障壁を作り出し、それが障がいとなっているため、社会がそれを取り除いていかなければならないとする考え方です。
不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に社会全体で取り組み、障がいがある人もない人もすべての人にとって住みよい社会を実現することが求められています。

例えば、車いすユーザーの方が2階に行こうとしたときに…



自分の人権を守り
他人の人権を守る
責任ある行動を



©2010 熊本県くまモン